

勤務期間内訳書

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部 給付業務部 殿

被共済者番号 12 - 34567 - 8910

氏名 中退太郎 の勤務期間内訳

| | | | |
|--------|-------------------|-------------------|----------|
| 国内勤務期間 | S 6 3 年 4 月 1 日 ~ | H 2 年 3 月 3 1 日 | 日本を出国した日 |
| | H 3 年 4 月 1 日 ~ | H 2 0 年 3 月 3 1 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| 国外勤務期間 | H 2 年 4 月 1 日 ~ | H 3 年 3 月 3 1 日 | 退職日 |
| | H 2 0 年 4 月 1 日 ~ | R 2 年 1 2 月 3 1 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |

日本を出国した日の翌日

上記に間違いのないことを証明いたします。

R 3 年 1 月 16 日

共済契約者・住所および名称

中退製作所

東京都豊島区東池袋1-24-1

※非居住者に支払う退職手当等については、居住者であった期間に行った勤務に対応する部分がいわゆる国内源泉所得に該当し、この部分のみが所得税の対象となります。居住者であった期間に行った勤務に対する部分（国内源泉所得）の金額は、原則として次のように計算し、国内源泉所得の金額に20.42%の税率を乗じた金額を所得税として源泉徴収することになります。

$$\text{＜算式＞ 退職手当等の額} \times \frac{\text{Aのうち居住者としての勤務期間}}{\text{退職手当等の計算の基礎となった期間(A)}} = \text{国内源泉所得に該当する退職手当等の額}$$